

奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会 議事概要

1. 開催日時：令和6年1月19日（金） 10：00～11：00
2. 開催場所：奈良県中小企業会館4階 会議室（2）
3. 出席委員：伊藤委員、花川委員、和島委員
4. 議 題
（1）奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会会長、会長職務代理の選出について

委員互選の結果、会長は伊藤委員に決定
会長からの指名により、会長職務代理は花川委員に決定

- （2）奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について

審議の結果、条例案を原案どおり改正することを可とすることを議決
審議の概要は以下のとおり

<審議の概要>（ ）内は発言者

（事務局） 「奈良県住民基本台帳法施行条例」において、都道府県知事保存附票本人確認情報を利用できるようにするため、所要の改正をしようとするものである。

（花川委員） 知事や知事以外の県の執行機関が利用する事務は、今後増えることもあるのか。

（事務局） ある。マイナンバーの取得のために住基ネットを使用することができるため、近年はそのような事務の追加が多い状況。

（花川委員） 事務を追加する場合は、そのたびに審議をするのか。

（事務局） ご認識のとおり。

（花川委員） 改正後第7条に記載の、電子計算機から電気通信回線を通じた送信というのは、要するにネットワークを通じて情報のやりとりをするということか。

（事務局） ご認識のとおり。

（和島委員） 4情報と住民票コードを戸籍の附票に記載するということだが、国外転出をしたら住民票は削除されるが住民票コードはなくなるのか。

（事務局） 削除された住民票に記載されていた住民票コードを記載することとされている。なお、附票本人確認情報には個人番号が含まれないが、住民票コードを鍵として、本人確認情報と連携し、個人番号にアクセスすることが可能となる。

(伊藤委員) 他府県の状況はどうか。

(事務局) 本県と同様に条例改正を予定している団体もあると聞いている。一方で現時点では附票本人確認情報の利用が想定できないため、改正しないとしている団体もある。改正手法としては、本県と同様に利用可能性がある事務を規定する団体と、既に条例事務としている全ての事務を規定する団体もある。

<表決>

(伊藤会長) 「奈良県住民基本台帳法施行条例」の一部を改正することを可とする決議をして良いか。

(委員全員) 異議なし。

(伊藤会長) なお、住民基本台帳ネットワークシステムの利用にあたっては、個人情報保護及びセキュリティの確保に十分努めて頂くことを奈良県知事宛の答申とする。

(伊藤会長) 議事録については、奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会の議事及び議事録の公開要領第3条において、審議会の議事録その他の資料は原則として公開することとされているので、原則通り公開とする。